

平成25年第19回

荒川区教育委員会定例会

平成25年10月11日
於) 第三峡田小学校 ランチルーム

荒川区教育委員会

平成25年荒川区教育委員会第19回定例会

1 日 時 平成25年10月11日 午後1時30分

2 場 所 第三峡田小学校 ランチルーム

3 出席委員 委 員 長 青 山 侑
委員長職務代理者 高 野 照 夫
委 員 小 林 敦 子
委 員 坂 田 一 郎
教育長 教育部長事務取扱 高 梨 博 和

4 出席職員 教育総務課長 佐 藤 泰 祥
教育施設課長 丹 雅 敏
学 務 課 長 佐 藤 淳 哉
社会教育課長 北 村 美 紀 子
社会体育課長 泉 谷 清 文
指 導 室 長 武 井 勝 久
南千住図書館長 小 堀 明 美
書 記 駒 崎 彰 一
書 記 大 谷 実
書 記 湯 田 道 徳
書 記 宮 島 弘 江

(1) 審議案件

議案第28号 荒川区教育委員会委員長の改選について

(2) 報告事項

ア 平成25年特別区人事委員会勧告の概要について

イ 平成25年度における荒川区立幼稚園、小・中学校の研究活動について

ウ 平成25年度東京都功労者表彰（文化功労）の受賞について

エ 平成25年度生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰の受賞について

(3) その他

委員長 ただいまから、荒川区教育委員会第19回定例会を開催します。

出席委員数は、本日5名出席です。

会議録の署名委員は、小林委員及び高梨委員にお願いをいたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長 教育長、あいさつをお願いします。

教育長 この委員会の前に、三峽小タブレット授業御視察いただきまして、どうもありがとうございます。ぜひ、中学校についても、御視察いただければと思っていますし、委員の皆様の貴重な御意見等も参考にさせていただいて、モデル事業の検証を行って参りたいと思っています。

また、本日は教育委員会委員長の改選という形で、御審議いただきたいと思っていますので、この点についても、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。

6月14日開催の第11回定例会及び6月21日開催の第12回定例会の会議録につきましては、前回の定例会で配付し、確認等していただきました。本日、特に御意見等がなければ承認したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 では、承認いたします。

また、7月19日開催の第13回定例会及び7月26日開催の第14回定例会の会議録が机上に配付されています。次回の定例会で承認についてお諮りしますので、次回までに確認し、何かあれば、事務局まで御連絡をお願いします。

それでは、本日の議事日程に従って進めます。

あらかじめ送付した開催通知では、審議事項1件、報告事項3件として御案内しておりましたが、本日は御手元の次第のとおり報告事項を1件追加させていただきました。

まず、議案の審議を行います。

議案第28号「荒川区教育委員会委員長の改選について」を議題とします。

私の委員長としての任期が10月19日で満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定に基づき、次期委員長を本日選出したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 では、委員長の選任の方法は、いかがいたしましょうか。お諮りいたします。

坂田委員 指名推薦の方法により選任することを提議いたします。

委員長 坂田委員から提議されましたとおり、指名推薦の方法により決定することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 では、指名推薦の方法により次期委員長を選任することといたします。推薦をお願いいたします。

小林委員 委員長には、高野委員を推薦いたします。

委員長 ただいま、小林委員より推薦がありましたが、高野委員を次期委員長と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 異議ないものと認めます。高野委員を次期委員長と決定いたします。高野委員、ごあいさつをお願いします。

高野委員 高野でございます。小林委員から御推薦をいただきました。つつがなく努めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

また、前任であられました青山委員長には、大変御指導いただきましてありがとうございます。また引き続きよろしくお願いいたします。

委員長 次に、委員長職務代理者が空席となりますので、次期委員長職務代理者の指定を議題といたします。

指定の方法は、いかがいたしましょうか。お諮りいたします。

坂田委員 委員長による指名推薦の方法により指定することを提議いたします。

委員長 坂田委員より提議されましたとおり、委員長が指名推薦することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、私が推薦させていただきます。次期委員長職務代理者には、小林委員を推薦いたします。小林委員を次期委員長職務代理者に指定することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 異議ないものと認めます。小林委員を次期委員長職務代理者に指定することに決定いたします。

小林委員、ごあいさつをお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小林委員 荒川の教育ですが、学力の向上の問題や、あるいはタブレットの活用など、多くの課題があるかと思っております。高野先生を支えつつ、全力を尽くしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 次に、委員長及び委員長職務代理者の改選に伴って、議席の指定を行います。議席案を配付いたします。

〔事務局職員 議席表を配布する〕

御手元の議席案のとおり指定することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 異議ないものと認め、議席案のとおり議席を決定いたします。

続いて、報告事項に移ります。

初めに「平成25年特別区人事委員会勧告の概要について」、説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、御手元の資料に基づきまして、「平成25年特別区人事委員会勧告の概要について」御報告いたします。

10月9日、特別区人事委員会は、各区区議会議長及び、各区区長宛に特別区における一般職の職員の給与につきまして、民間給与実態調査の結果を踏まえた区の一般職員と、民間従業員との給与の比較結果に関する報告、並びにその調査結果を踏まえました給与改定の勧告を行ったところでございます。

本年の勧告のポイントでございます。御手元の資料の上段にありますように、三つございます。

1点目は月例給与の引き下げでございます。特別区の一般職員の給与が民間給与を588円、0.14%相当分を上回っているため、この差を解消するために、給料表の引き下げ改定を行うというものでございます。

2点目は、特別給については改定をしないというものでございます。職員に対する特別給の支給割合は現行3.95カ月が民間の支給割合3.97カ月とおおむね均衡しているため、改定を行わないという内容でございます。

3点目の新たな住居手当の制度ですが、借家、借間に居住している、一定年齢層の職員に住居手当を加算措置するものでございます。

景気は緩やかに回復しつつある中、月例給与につきましては、5年連続の引き下げ改定ということでございます。

以上が、勧告のポイントでございます。

それでは、以下、記載の資料に従いまして、若干補足をさせていただきます。

はじめに、の「職員と民間従業員との給与の比較」についてでございますが、特別区人事委員会におきましては、職員の給与と民間従業員との生活の比較を行うため、本年の4月の時点における区職員の給与の実態を調査するとともに、特別区内の民間従業員の給与水準等を把握するため、人事院や東京都人事委員会等と協働して職種別民間給与実態調査を行っているところでございます。

1の「職員給与等実態調査の内容」でございます。調査対象は58,638人で、そのうち民間従業員と比較する「行政職給料表(一)」が適用される事務、技術職員数が30,654人。平均給与月額が407,376円。平均年齢42.8歳となっております。

2の「民間給与実態調査の内容」ですが、特別区内の企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の事業所の中から無作為に抽選をいたしました。1,095事業所を対象に事業所を直接訪問し、当該事業所で働く従業員の方の本年4月分の給与支給額と、昨年8月から本年7月までの特別給の支給状況、さらには、給与改定の状況等を調査したものでございます。

結果といたしまして、3番目のところでございますが、公民格差の結果でございますが、本年4月におけます民間従業員の給与につきましては、406,788円。同時期の区職員の給与が407,376円でございますので、これを比較しますと、先ほど御説明しましたように、区職員の給与が民間従業員の給与額をして、588円上回っているという結果になったものでございます。そのため、この公民格差を解消するため、今回、給料表の引き下げを行うことを勧告したものでございます。

の「改定内容」でございます。1(1)の「行政職給料表(一)」については、原則、全ての級及び号給について、給与月額引き下げ等、記載の4項目のとおりでございます。

(2)の「その他の給料表」でございますが、「医療職給料表(一)」については、医師の処遇確保の観点から、引き下げを行わないという判断を、人事委員会においてしているところでございます。なお、歯科衛生士、栄養士等の「医療職給料表(二)」及び、医師、看護師等の「医療職給料表(三)」、「幼稚園教育職員給料表」につきましては、「行政職給料表(一)」との均衡を考慮し、改定となっております。

恐れ入りますが、裏面でございます。初任給につきましては、国との均衡や、民間事業所における状況、さらに、人材確保の観点から、初任給については据え置くこととしてございます。

この「参考」のところを見ていただきますと、「参考3」のところでございますが、モデルケースによる試算ということで、ケース1の係員では、一番右の方でございますが、年間給与の差はゼロ円。ケース2の係長級ですと、マイナス6,000円。課長級ですと、マイナス8,000円。部長級ですと、マイナス10,000円というようなモデルケースによる試算をしているところでございます。

3の「実施時期等」でございますが、改正条例の公布の日の属する月の翌月の初日から実施しまして、平成25年4月からの実施前日末の期間にかかわる公民格差相当分につきましては、本年度中に支給される期末手当の額において、調整を実施するものでございます。

続きまして、の「新たな住宅手当制度」でございますが、現行制度において、一定の意義があったものと考えますが、他団体や民間の状況、今回の調査結果を総合的に勘案しまして、有意義な人材を確保する観点等から、新たな制度を構築するものでございます。

1の「支給対象」ですが、世帯主等である職員のうち、自ら住宅等を借り受け、月額27,000円以上を支払っている者を対象とします。支給額を8,300円としまして、年度末現在、

27歳までの者には、18,700円。28歳から32歳までの者には9,300円を月額に加算するものでございます。こちらの実施時期につきましては、26年4月1日からとなっております。

今回、特別人事委員会勧告に当たりまして、勧告に合わせまして、今後の人事制度、勤務環境の整備等に関しましても、人事委員会は報告をしてございます。御手元の資料の3ページの真ん中のところでございますけれども、今回、人事委員会が出している勧告に合わせた報告でございます。

「人事制度、勤務環境の整備等に関する報告（意見）」でございます。内容については、記載のとおりでございますので、後ほど、御参照していただければと思います。こちらの人事勧告に伴いまして、今後、特別区におきましては、この勧告を踏まえ、職員組合との団体交渉を行って参ります。労使協議が整い次第、区として条例改正議案の提出に向け、教育委員会に対しても、意見の聴取がなされる見込みでございます。

今後、限られた時間の中で、教育委員会に対しても、御審議をお願いすることになりますが、議会の日程等も考慮しますと、次回の委員会、25日の定例会の場で御審議をしていただきたいということを想定しておりますけれども、仮にそれまでに整わない場合につきましては、臨時会の開催を行う時間的な余裕がないため、文書付議という形で御審議させていただくことになると考えてございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、質問等ございますか。

なければ、続いて「平成25年度における荒川区立幼稚園、小・中学校の研究活動について」御説明をお願いします。

指導室長 それでは「平成25年度における荒川区立幼稚園、小・中学校の研究活動について」、A3縦の資料でございます。表面に小中学校、裏面に幼稚園が記載されております。どの園、学校でも研究主題、教科等を決めて、教員の授業力、教育力を向上させるために、校内研究、園内研究を実施しております。特に、区及び都の指定を受けて研究をしているところにつきまして、紹介をさせていただこうと思います。

まず、学校名の右の欄が区の「研究指定等」でございます。一つ目は小中一貫教育が小学校の4番・汐入小学校、5番・汐入東小学校と、中学校の2番・第三中学校で、小中一貫の教育の研究を行っております。

次に、「授業力向上プロジェクト」と申しまして、小学校12番・第七峽田小学校、14番・尾久小学校、15番・尾久西小学校、16番・尾久第六小学校、21番・第二日暮里小学校。中学校では、10番の諏訪台中学校。それから裏面に参りまして、幼稚園の1番の南千住第二幼稚

園と東日暮里幼稚園が指定を受けております。幼稚園につきましては、今年度から、幼稚園協会からの要望を受けまして、幼稚園も指定をして、園内研究を進めるといったようなことをさせていただいております。

併せて、昨年度、中学校教育の充実というようなお話もいただいておりますが、昨年度まで、ここ数年、中学の授業力向上プロジェクトの指定校はなかったのですが、今年度につきましては、諏訪台中学を指定させていただいて、中学でも授業力向上に向けて取り組んでいただいております。

それから、その隣の行が「都の事業」、都の指定を受けているものでございますので、紹介させていただきますと、まず「人尊校」と略してありますが、人権尊重教育推進校でございます。

1番の瑞光小学校、6番の第六瑞光小学校、8番の第二峡田小学校、それから中学校の1番・第一中学の4校が人権尊重教育推進校でございます。

続いて、「理数フロンティア校」ということで、5番の汐入東小学校と、中学の2番の第三中学校。これは小中一貫教育の中で、また特に理数教育を中心にそこに重点を置いて、授業における研究を行っていただいているという内容でございます。

それから次に、「スポーツ教育推進校」でございます。これも都の指定でございますけれども、1番の瑞光小学校、それから14番の尾久小学校、15番の尾久西小学校、22番の第三日暮里小学校、中学校の6番・第九中学校、7番・尾久八幡中学校がスポーツ教育の推進校でございます。

次に、「言語能力向上」研究校ということで、20番の第一日暮里小学校と24番のひぐらし小学校、それから中学校9番の原中学校が言語能力向上研究校の指定を受けてございます。

最後でございます。「学力向上パートナーシップ調査研究校」ということで、24番のひぐらし小学校と、中学校10番の諏訪台中学校が学力向上パートナーシップ研究校の指定を受けて、研究に取り組んでおります。

特に、網かけの部分につきましては、今年度、一番右に「研究発表日」を設定しておりますけれども、そのところで区内外に発信ということで、研究発表を行います。先生方もぜひお時間ございましたら、研究発表のところにおいていただきまして、御指導いただければと思います。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

小林委員 研究発表日が教育委員会と重なっている日が幾つかあるのですが、その研究発表を見せていただいて、場所を変えて教育委員会を行うという形にできるものなのでしょうか。

指導室長 それはまた、そういった方向で調整させていただきたいと思っております。

小林委員 よろしくお願いたします。

委員長 ほかにございませんか。では続いて「平成25年度東京都功労者表彰（文化功労）の受

賞について」説明をお願いします。

社会教育課長 「平成25年度東京都功労者表彰（文化功労）受賞者の報告について」でございます。

表彰等の種類でございます。「平成25年度東京都功労者表彰（文化功労）」でございます。表彰者は東京都知事でございます。

内容でございますが、東京都の区域におきまして、顕著な功績又は模範として推奨するに価する業績を表彰するものでございます。

受賞者でございます。林文子様。荒川区華道茶道文化会理事長及び荒川区文化団体連盟会計監査の方でございます。

「表彰の対象となった活動・功績等」でございますが、荒川区華道茶道文化会理事長、荒川区文化団体連盟会計監査としまして、永年にわたり地域文化の向上に貢献しまして、その功績が認められたためでございます。

表彰式でございますが、平成25年10月1日11時から東京都庁で行われたものでございます。

林文子様は、華道茶道文化会理事長を務められておりまして、「伝統文化こども教室」、これは文化庁の補助金の対象の事業でございますが、平成17年から続けております「子どもいけばな教室」として、この華道茶道文化会が実施しております。また、身近な場所において茶道という伝統文化に触れる機会としまして、毎年成人の日の集い、また荒川の伝統技術展におきまして、お茶のコーナーを開設していただいているところでございます。

報告は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。質問等ございますか。

では続いて「平成25年度生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰の受賞について」説明をお願いします。

社会体育課長 「平成25年度生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰の受賞について」説明させていただきます。

表彰の種類でございます。表彰名が「平成25年度生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰」でございます。表彰者は文部科学大臣でございます。

受賞者、荒川区剣道連盟が生涯スポーツ優良団体として表彰されました。表彰の対象となった活動でございますが、長年にわたり荒川区の剣道の普及及び振興、青少年の健全育成に尽力され、荒川区における生涯スポーツ振興に貢献したことが認められたものでございます。

表彰式でございますが、今ちょうど行われているところでございます。平成25年10月11日、きょうの午後1時から、場所は中央合同庁舎の第7号館で行っているところでござい

す。

なお、この文部科学大臣表彰ですが、先ほどの東京都功労者表彰を受けた団体等が対象となるわけですが、こちらの剣道団体につきましては、昨年度、東京都功労者表彰を受けられて、そのまま今年になって、続けて受賞されたということでございます。なかなか今まではこのように東京都から文部大臣表彰がすぐということには少なかったところでございます。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。質問等ございますか。

続いて、10月から12月までの教育委員会関係主要行事については、配付資料のとおりですが、これについて何かありますか。

予定していた事項は以上ですが、事務局からほかに連絡事項等ございますか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ以上をもちまして、教育委員会第19回定例会を閉会しますが、私の委員長の任期満了に伴いまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

この1年間、荒川区の教育が従来からずっと引き続いてきた教育改革をさらに前に進めるべく、教育委員会の委員の皆さん、事務局の皆さん、とりわけ学校現場の皆さんの御協力によって、それなりに進められてきたと思います。

荒川区の教育をめぐるっては、それぞれの具体的な問題について、いろいろな意見が区民、あるいは保護者、議会から、いつも活発に意見が寄せられています。そういった中で教育委員会の委員の皆様も、教育委員会の事務局の皆さんも、とりわけ学校現場の皆さんはいつも気を許せる場面がなく、緊張状態が続いていると思います。でも、そういう緊張の中で荒川の教育が一步一步でも前進して、子どもたちのためになっていると思いますので、ぜひ、これからも新しい高野委員長、小林委員長職務代理者を先頭にして、教育委員会としても努めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。御協力大変ありがとうございました。

了